

## 第3次新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る占冠村事業継続支援金交付要項

占冠村役場企画商工課

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の流行により、村内の多くの事業者が売上の減少等深刻な影響を受けていることに鑑み、必要な支援を行うことによって、村内事業者の事業継続と雇用を確保し、もって地域経済の維持発展を図ることを目的とする。

### 2. 概要

令和2年9月～令和2年11月の売上減少率を基準に事業継続支援金を交付する。ただし、村長が特に必要と認めた場合は当該基準によらずに支援金額を個別に算定し交付することができる。

- (1) 売上減少率 30%以上の事業者：20万円
- (2) 売上減少率 20%～30%未満の事業者：15万円
- (3) 売上減少率 10%～20%未満の事業者：8万円
- (4) 売上減少率 0%～10%未満の事業者：4万円

### 3. 交付対象者

- (1) 占冠村商工会会員である法人又は個人事業主(賛助会員、定款会員を除く)であり、かつ主たる事業所が占冠村内に有する者。ただし、村長が特に認めた者はこの限りでない。
- (2) 郵便局等特に公的要素が高い事業者を除く(NPO法人占冠・村づくり観光協会は対象とする。)
- (3) 占冠村商工会への入会時期は問わないものとする。
- (4) 複数の事業を行っている事業者については、会費納入事業者の業種を交付対象とする。

### 4. 交付申請期間

令和3年1月13日(水)から令和3年2月26日(金)までとする。  
ただし、村長が特に必要と認めた場合は申請の期限を延長することができる。

### 5. 交付申請方法及び提出先

本事業継続支援金の申請は、占冠村商工会を經由して申請するものとし、申請方法及び申請に必要な書類等は、次のとおりとする。

- (1) 占冠村商工会は(4)及び(5)の書類を取りまとめの上、(2)及び(3)の書類と併せて占冠村長あて提出するものとする。
- (2) 事業継続支援金交付申請書(別記第1号様式)
- (3) 事業継続支援金に係る売上減少事業者一覧表(別記第2号様式)

(4) 各事業者は事業継続支援金交付申請書(別記第 3 号様式)及び誓約書(別記第 4 号様式)を売上減少を証する書類を添えて占冠村商工会あて提出するものとする。

なお、同様の基準により交付される国や道の交付金決定通知等により証明することができる。

(5) その他村長が特に必要と認める書類

6. 交付決定通知

事業継続支援金の交付額を決定した場合は、申請者に対して事業継続支援金交付額決定通知書(別記第 5 号様式)を送付するものとする。

7. その他

本要項に定めのない事案・事項等が発生した場合は、村長が諸事情を勘案の上、その内容を定め、決定するものとする。